

第8章 帰宅困難者対策

【予防対策】

基本方針

- 1 帰宅困難者の取組を周知する
- 2 帰宅困難者対策の体制整備を促進する

基本方針 1 帰宅困難者対策を周知徹底する

1 帰宅困難者対策の周知徹底

- 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------------|--|
| 多摩市 総務部 教育部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底を図る。 ○ 事業者へ普及啓発を行う。 ○ 集客施設等へ普及啓発を行う。 ○ 学校等における児童・生徒の安全確保の体制を指導する。 |
| 都 総 務 局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組の推進 ○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施 |
| 多摩中央警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言を行う。 ○ 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練を実施する。 ○ パートナーシップを活用した広報・啓発活動を推進する。 |
| 多摩消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前滞留者対策協議会等に対して指導助言を行う。 ○ 事業所防災計画等の作成及び届出を指導する。 |
| 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄を行う。 ○ 施設内待機計画を策定し、従業員等へ周知する。 |
| 多摩商工会議所 多摩青年会議所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体及び会員企業向け啓発や対策の指導を行う。 ○ 団体における連携協力体制を整備する。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|---|
| 集客施設及び駅の事業者 | ○ 利用者保護のための体制整備や必要な備蓄を行う。 ○ 利用者保護計画を策定し、従業員等へ理解の促進を図る。 |
| 市 民 | ○ 外出時の発災に備えた必要な準備を行う。 |

※ 帰宅困難者

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で震災により交通機関が停止した場合において、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。
(東京都帰宅困難者対策条例第1条を引用)

□ 詳細な取組内容

多摩市は、東京都が行う「東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底」に協力する。

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

- 市民や事業者に対して、ホームページ、パンフレット等により普及啓発を図る。
- 鉄道事業者等と連携し、帰宅困難者対策訓練を通じて、参加事業所等に対して普及啓発を図る。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）の体制整備等

2 事業者等に対する普及啓発（従業員）

(1) 従業員等の施設内待機に係る計画の策定

- 「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定める。
- 他の企業、行政、地域と連携した帰宅困難者等対策の参加、取組を計画に明記するよう努める。
- テナントビルや複合ビルの場合、施設管理者や他の入居者と連携し、役割分担を取り決める。

(2) 備蓄

- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機する為には、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等を備蓄する必要がある。また、円滑な備蓄品の配布についても考慮する。
- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散することも考慮する必要がある。
- 配布作業の軽減や防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配

布することも検討する。

- 発災後3日間は、救助・救出活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救助・救助の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。このことから、備蓄量の目安は3日分とする。
- ただし、以下の点について留意する必要がある。
- 震災の影響が長期化することも考慮し、3日以上以上の備蓄についても検討する。
- 共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討する。

【「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の備蓄の考え方】

- 1 対象となる企業等
国、都、区市町村等の官公庁も含む全ての事業者
- 2 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 3 3日分の備蓄量の目安
 - 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓとする。
 - 主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
 - 毛布については、1人当たり1枚とする。
 - その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。
- 4 備蓄品目の例示
 - 水：ペットボトル入り飲料水
 - 主食：アルファ米、クラッカー、乾パン、カップ麺
 - ※ 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
- 5 その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - 毛布やそれに類する保温シート
 - 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - 敷物（ビニールシート等）
 - 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - 救急医療薬品類

（備考）

上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討することが望ましい。（例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

(3) 施設の安全対策

- 施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 災害発生時の建物内の点検箇所を定め、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、建物及び在館者（従業員等及び来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容を定める。
- 停電時の対策や長周期地震動の対策（高層ビル）を講じる。

(4) 通信手段の確保

- 発災時における従業員等との連絡の手段・手順を定める。また、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ普及啓発する。

| 種別 | 例 |
|----------------------------------|--|
| 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの | ・ 災害用伝言ダイヤル171 |
| 固定及び携帯電話の packet 通信ネットワークを利用するもの | ・ 災害用伝言板 ・ web 171 ・ 災害用音声お届けサービス、 ・ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） ・ IP 電話、専用線の確保 等 |

※ 毎月1日・15日は、災害用伝言板サービスの体験利用が可能

(5) 帰宅ルールの設定

- 帰宅時間が集中しないための対応として、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序を定める。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。
- 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。また、従業員等を帰宅させる場合には、班編成（連絡要員を指定）し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(6) 定期訓練の実施

- 地震を想定して自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

3 集客施設等に対する普及啓発（施設利用者の保護）

(1) 利用者保護に係る計画の策定

- 「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る内容を事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等のなかに定める。

- 他の企業、行政機関、地域と連携した帰宅困難者等対策の取組についても、計画に明記するよう努める。
 - テナントビルや複合ビルの場合には、施設管理者や他の事業者と連携し、役割分担を取決める。
 - 冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る内容を従業員等に周知し、理解の促進を図る。
 - マニュアルを作成し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、あらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。
- (2) 利用者保護の対応方法の検討
- 利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順を検討する。
 - 備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討する。

| 対象者 | 例示 |
|-----------------------------|---|
| 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、通学の小中学生への対応 | 車椅子や救護用担架、段差解消板等を備える。可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。 |
| 外国人への対応 | 誘導案内板に英語、中国語等の併記を検討する。 |

(3) 備蓄

- 一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特長や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

(4) 施設の安全対策

- 日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認する。
- 施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。また、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストも作成する。

(5) 定期訓練の実施

- 建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。
- 訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定し

た利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい

4 学校等における児童・生徒等の安全確保

(1) 小中学校、保育園、通所福祉施設等

- 学校等は、発災時における、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な計画を策定する。
- 学校等は、保護者等との連絡体制を平時より整備する。
- 学校等は、東京都帰宅困難者対策条例に基づき、施設内での長時間にわたる待機に備えた対応マニュアル等を作成する。また、校内に待機する児童生徒の3日分以上の飲料水、非常食や毛布などの物資を備蓄する。

5 市民における準備

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要するものとの連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。

6 駅前滞留者対策協議会の設置等

- 多摩市は、多摩中央警察署、多摩消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携し、駅前滞留者対策協議会の設置を検討する。
- 原則として、駅前滞留者対策協議会を各駅に設置する。
- 駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項は次のとおりである。
 - ・ 一時滞在施設の確保
 - ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
 - ・ 誘導場所の選定
 - ・ 誘導計画、マニュアルの策定
 - ・ 駅前滞留者対策訓練の実施

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

□ 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 多摩市 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者の情報収集ツールを周知する。 ○ 帰宅困難者に対する情報提供体制の充実を検討する。 |
| 都総務局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 |
| 多摩中央警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導ができるような広報体制を構築する。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 通 信 事 業 者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のパンフレット等を活用した普及啓発や防災訓練等における体験利用を推進する。 |

□ 詳細な取組内容

- 通信事業者、鉄道事業者と連携し、震災時の情報収集（安否確認、運行状況、災害情報）の手段を周知する。
- 災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会を通じて、震災時の情報提供体制の充実について、検討する。
 - ※ 災害時駅周辺混乱防止対策情報連絡会とは、多摩市、京王電鉄株式会社、小田急電鉄株式会社、多摩都市モノレール株式会社、多摩中央警察署及び多摩消防署の6機関により平成24年4月に発足した連絡会である。
 - ※ 自然災害に起因する帰宅困難者の対応にあたり、帰宅困難者対策に係る情報の共有化、駅周辺の滞留者の誘導や一時滞在施設への収容に関することを連携協力し、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的としている。

基本方針2 帰宅困難者対策の体制整備を促進する

1 一時滞在施設の確保

□ 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|---|
| 多 摩 市 総 務 部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 駅付近の適所となる公共施設を、一時滞在施設として指定する。 ○ 駅付近の民間施設に対して、一時滞在施設としての施設利用を依頼する。 ○ 市民等に対し、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。 ○ 鉄道事業者、多摩中央警察署、多摩消防署等へ指定された一時滞在施設を周知する。 |
| 都 総 務 局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区市町村、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請 ○ 東京都帰宅困難者対策実施計画に基づく対策を推進 |
| 一時滞在施設となる施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者の受け入れ体制を整備する。 ○ 市民等に対し、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地、留意事項について普及啓発する。 |

※ 一時滞在施設

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまで待機する場所がない場合が多い。このため、このような滞留者（帰宅困難者）を一時的に受け入れるための施設

□ 詳細な取組内容

1 一時滞在施設の確保

- 駅付近の適所となる公共施設を一時滞在施設として指定する。
- 駅付近の民間施設に対して、災害時応援協定を締結し、一時滞在施設を確保する。

一時滞在施設の確保に当たってのポイント

1 公共施設の一時的滞在施設の選定

- 耐震基準
- 駅からの距離
- 帰宅困難者受け入れ以外の他の防災拠点としての用途の有無
- 帰宅困難者を受け入れるスペース
- その他

2 民間施設の一時的滞在施設の選定

公共施設のポイントに加え、施設利用の了承が得られること。

3 指定避難所との区分

従前においては、避難所は、地域住民の避難施設と帰宅困難者の滞在施設として位置付けられてきた。しかし、以下の理由により、それぞれの施設を区分して運用する。

- 避難所は、地域コミュニティを中心とした運営協議会により運営されるものであり、また、避難所を使用する住民自らが何らかの役割を担うものであるため、一過性の帰宅困難者との共同運営は馴染まないものであること。
- 避難所を利用する住民は、原則として住家等を消失したものであり、避難所の利用者同士が、助け・励ましあい、その後の生活再建を円滑に促進する必要があること。
- 新たな被害想定により、避難者及び帰宅困難者数が大幅に増加したため、収容スペースが確保できないものであること。
- 帰宅困難者の発生は、原則として駅舎周辺に限定されるものであり、帰宅困難者の一時滞在施設は、駅付近に設置する必要があること。

2 帰宅困難者への備蓄

多摩市は、市内施設にて収容する帰宅困難者への備蓄として、以下の基準に基づき、予算の範囲内で備蓄を行う。

(1) 供給対象者

食料等の供給対象者は、帰宅困難者で他に食料を得る手段のない人

(2) 配給基準

1人あたり配給数量は、軽食等3食分、飲料水3リットルを基準とする。

(3) 情報提供

施設管理者は、必要に応じ、災害協定に基づき、鉄道等の運行情報を入手し、帰宅困難者へ提供できるような対策を講ずる。

3 一時滞在施設の指定

一時滞在施設の確保に当たってのポイントを踏まえ、以下の公共施設を指定する。

| 施設名 | 所在 | 近隣駅 | 収容人数 |
|-------------------------|--------------------------|-----------------|--------|
| ヴィータ・コミュニネ (多摩市専用部分) | 多摩市関戸 4-72 | 聖蹟桜ヶ丘駅 | 740人 |
| 関・一つむぎ館 | 多摩市関戸 4-19-5 健康センター3階 | 聖蹟桜ヶ丘駅 | 260人 |
| ベルブ永山 (多摩市専用部分) | 多摩市永山 1-5 | 永山駅 | 410人 |
| パルテノン多摩 | 多摩市落合 2-35 | 多摩センター駅 唐木田駅 | 1,400人 |

※ 「ヴィータ・コミュニネ」及び「ベルブ永山」については、多摩市専用部分以外の施設利用について、関係者と災害時応援協定を締結する。

※ 関・一つむぎ館は、周辺に停電が発生している場合や、ヴィータ・コミュニネが満員となった場合に開設を行う。

4 民間施設の一時的滞在施設としての施設利用に係る多摩市の支援内容

(1) 発災前の支援

- 一時滞在施設の運営ガイドラインやマニュアルの作成の支援を行う。
- 施設管理者の好意により指定された一時滞在施設であることから、次の内容を周知する。
 - ・ 責任を負えない場合もあること。
 - ・ 施設利用に制限があること（区域、設備等）
 - ・ 施設利用に特定のルールがあること。
 - ・ 施設管理者の指示に従うこと。
 - ・ 一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発を行う。

(2) 発災時の支援

一時滞在施設の運営のため、市職員を派遣する。

※ 参考

国と都は、一時滞在施設の運営に係る費用（備蓄品等の消耗材費）について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方（適用の可能性や費用負担）を明確にできるように努める。

民間施設の協力を得るために、国・都・市は必要な仕組みや補助等の支援策に

ついて検討する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方（H27.2）】（一部修正）

1 背景

首都直下地震等発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がないことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。

2 帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが不明な場合において、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。具体的には、地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）をいう。

3 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

4 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

5 避難所

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、区市町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。

6 施設管理者

一時滞在施設として提供する施設を管理する事業者等をいう。施設の特性によって、施設の所有者、占有者、管理者のいずれか又は複数が該当する。

7 施設滞在者

一時滞在施設内に滞在している帰宅困難者等をいう。

8 対象施設

一時滞在施設の対象となる施設は、都県や区市町村から帰宅困難者等を一時的に受け入れることについての指定を受けるか、又は協定を締結した施設の全部又は一部の区域を基本とする。

例えば、集会場、庁舎やオフィスビル、ホテル、学校等に加え、地下道等も想定される。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性（昭和56年に導入された新耐震基準）を有した建物（耐震改修により同基準を満たした

建物を含む。)であることが必要である。

また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。）の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講ずる必要がある。

9 開設基準

一時滞在施設は、受け入れた帰宅困難者が安全に帰宅開始できるまでの間、原則として発災後3日間の運営を標準とする。

帰宅困難者の受入れは、床面積3.3㎡当たり2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。

10 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。また、必要に応じて受入者へ施設運営の協力を要請する。

- 施設の安全を確認した後、受入スペースに帰宅困難者を速やかに受け入れる。
- 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。
- トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。
- 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入者に対する情報提供を行う。

11 要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。

(1) 要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

あわせて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの案内板の活用等が考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

(2) 外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でもわかりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

平常時

1 運営計画の作成

- 施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画又はこの受入れを含む防災計画をあらかじめ作成しておく。
- その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても運営計画又は防災計画に明記する。
- その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅地との混

在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

- 施設管理者は、運営計画又は防災計画を冊子等にまとめ、自らの従業員等に周知する。
- テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、施設管理者は他の事業者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

2 運営体制の取決め

- 施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画又は防災計画に定めておくことが必要である。
- 施設内における受入場所
- 受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。
- また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

3 受入定員

- 約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。
- また、通路として使用する部分等についても定員の算出から除外する。
- 運営要員の確保
- 自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の 3 者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことが望ましい。
- 施設滞在者による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

4 関係機関との連絡の手順

- 施設管理者は、一時滞在施設の円滑な運営を図るため、行政機関や関係機関、地元の駅前滞留者対策協議会等への連絡手段の確保についてあらかじめ定めておく。

5 帰宅困難者の受入れの手順

- 一時滞在施設の受入者への情報提供の手順
- 備蓄品の配布手順
- 要配慮者のニーズへの対応

6 セキュリティ・警備体制の構築

施設管理者は、施設内・事務所内にある商品・物品や重要情報等について、受け入れた帰宅困難者による盗難等のトラブル防止の体制の整備を行う。

7 受入れのための環境整備

(1) 平時からの施設の安全確保

- 一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受け入

れられるよう日頃からオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策、事務所内ガラス飛散防止対策等に努める。

- また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入れのための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。
- なお、従業員等で設備等の応急復旧に対応する場合には、工具類の備えについても検討する。
- また、停電時等に一時滞在施設として運営すべきか否か、運営する場合には建物及び施設滞在者の安全確認の方針等を一時滞在施設の運営計画又は防災計画で定めておく。

(2) 書類・帳票の整備

- 施設管理者は、事後に災害救助法による費用の支弁を地元自治体に求めることを考慮し、地元自治体における避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備し、保存しておくことが望ましい。具体的な書類・帳票等については、施設管理者が、それぞれの実情を踏まえて作成する。以下に必要と考えられる書類・帳票等を例示する。

2 徒歩帰宅支援のための体制整備

□ 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 多摩市 総務部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都の取組に協力する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションを周知する。 |
| 東京都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業用ハンドブックを配布する。 ○ 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりを設置する。 |
| 通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制を整備する。 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の普及啓発を行う。 ○ 防災訓練等を通じて、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の利用体験を推進する。 |

□ 詳細な取組内容

■ 多摩市・東京都

- 混乱収拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。
- 都は、帰宅支援ステーションに係わる取組みを推進し、多摩市は都の取組みに協力する。

※【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

(東京都地域防災計画震災編(令和元年度修正)別冊資料①参照) 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

※ 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、東京都が指定した16路線の都県境をこえた帰宅ルートである。



